表紙

タイトル

１行目：この冊子は「横浜市バリアフリー基本構想」で進めていく、まちのバリアフリー化をご紹介します

２行目：ＹＯＫＯＨＡＭＡみんなのまちづくり

３行目：横浜市バリアフリー基本構想

タイトル下のイラスト説明

左上：杖をついた老人男性から吹き出しでハートマーク

右上：ベビーカーを押す女性から吹き出しでハートマーク

中央：白杖をつく女性から吹き出しでハートマーク

左下：車いすに乗る男性から吹き出しでハートマーク

右下：児童の男女。男児から吹き出しでハートマーク

表紙エンド

見開き

タイトル：バリアフリー基本構想でわかるヨコハマのまち

（全体像説明　中央に駅、道路、公園を上空から見たイラスト。そのイラストのポイントとなる部分14か所から線を引っ張り、解説図を提示。各解説図は見開きページに沿うように並べられ、中央の駅、道路、公園のイラストをぐるりと囲っている。）

各14か所の解説図（以下、左上から時計回りの順。括弧の中に写真やイラストの説明。◎の間の交通や道路は、文字がデザイン化されたロゴ。各ロゴの説明は以下の通りです。）

◎交通◎公共交通特定事業

（旅客施設等のバリアフリー化に関する事業）

◎道路◎道路特定事業

（歩道等のバリアフリー化に関する事業）

◎交通安全◎交通安全特定事業

（音響式信号機の設置等に関する事業）

◎建築物◎建築物特定事業

（建築物のバリアフリー化に関する事業）

◎公園◎都市公園特定事業

（公園のバリアフリー化に関する事業）

◎駐車◎路外駐車場特定事業

（特定路外駐車場※のバリアフリー化に関する事業）

※特定路外駐車場とは、駐車スペースが500m以上で駐車料金を徴収する駐車場をいいます。

バリアフリー基本構想」に基づいた整備事業

◎教育◎教育啓発特定事業

（心のバリアフリーに関する事業）

次に、全体像の詳しい説明です。

・◎交通◎券売機改修　券売機を改修することで、車いすの方が使いやすくなりました（切符販売機の写真と車いす使用者が切符販売機を操作しているイラスト）

・◎交通◎ホームドア、もしくは可動式ホーム柵設置（ホームドアの写真）

・◎教育◎移動等円滑化を図るために必要な教育訓練（鉄道会社内の研修の様子をイラスト化。車いすの補助方法を映像で見せている。）

・◎教育◎不法駐輪禁止の啓発活動（職員が放置自転車を改修するイラストと、放置禁止を路上で呼び掛けているイラスト）

・◎建築物◎入口部の視覚障害者誘導用ブロック設置（南区役所・南公会堂の出入り口の写真。点字ブロックが敷かれている）

・◎建築物◎手すりの設置（階段と手すりの写真）

・◎交通安全◎音響式信号機の設置（白杖を持った女性が、音響式信号機の音を確認し横断歩道を渡るイラスト）

・◎公園◎公園改修　車いすやベビーカーでも通行しやすいよう、園路に舗装を設置しました（公園内にある砂利道以外の舗装された通路の写真）

・◎公園◎車いす用駐車スペースの確保（車いすマークの駐車スペースで、車いす使用者が車のドアを大きく開き乗降の補助をされているイラスト）

・◎教育◎バリアフリー教室の開催（目隠しをした視覚障害疑似体験者が、補助者の腕を掴み、白杖をつきながら階段を下りているイラスト）

・◎公園◎トイレ改修　車いすでも使いやすいように空間を拡げ、手すりを設置しました（車いす使用者と、手すりやオストメイト配慮器具の備わったトイレ便房の中のイラスト）

・◎道路◎排水溝の二の改善　ふたが大きすぎると車いすの車輪がはまる　ふたの穴を小さくして動きやすく（左：車いすの車輪が排水溝にハマってしまい身動きの取れない車いす使用者のイラスト。右：小さな穴に改善した排水溝の上をスイスイ進む車いす使用者のイラスト）

・◎道路◎舗装の材質改善　どんな人でも移動しやすい材質に変更しました（左：ベビーカーを押す人が、凸凹した道に苦戦しているイラスト。右：ベビーカーを押す人が、舗装された道をスイスイ進むイラスト）

・◎交通◎コミュニケーションボードや筆談具等の利用　聴覚障害者、外国人、高齢者等、様々な方とのコミュニケーションツールを用意しています（耳マークと、駅舎員が話す以外の方法で対応しているイラスト）

見開きエンド

裏表紙

・「バリアフリー基本構想」とは

鉄道駅等の旅客施設を中心とした地区等で、高齢者、障害者などが利用する施設が集まり、施設間の移動が通常徒歩で行われる地区（重点整備地区）において、公共交通機関、建築物、道路、路外駐車場、都市公園、信号機などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するために作成する構想のことです。

「バリアフリー基本構想」では重点整備地区の範囲、バリアフリー化のために実施すべき事業（特定事業等）の内容等を定めます。個々の施設のバリアフリー化だけではなく、建築物や道路等の連続性を確保した「面的・一体的なバリアフリー化」を図ることをねらいとしたものです。

横浜市ではこの基本構想に基づいて、まちのバリアフリー化を進めています。

「バリアフリー基本構想」とはエンド

・バリアフリー基本構想」に基づいた整備事業

「バリアフリー基本構想」に基づいて、各事業者が重点整備地区内のバリアフリー化の事業を実施します。

（以下見開きの記号解説）

エンド

・バリアフリー基本構想検討の基本的な流れ

（縦型経過表）

１年目

第１回部会　バリアフリー化する範囲や経過、施設について検討します。

↓

まちあるき点検、ワークショップ　まちあるきでバリアフリーの点検をおこない、ワークショップで課題を話し合います。

↓

２年目

意見のとりまとめ、施設設置管理者等ヒアリング　横浜市でおこないます。

↓

第２回部会　まちあるき点検や意見募集で出た課題について、対応策を検討します。

↓

施設設置管理者等との調整

横浜市と施設設置管理者等でおこないます。

↓

３年目

第３回部会

対応策の実施時期を検討し、基本構想原案を提案します。

↓

基本構想原案の確定

↓

法に基づく施設設置管理者等との協議　横浜市と施設設置管理者等でおこないます。

↓

基本構想確定

↓

特定事業計画の作成　実施いただく施設設置管理者等の皆様に作成いただきます。

↓

４年目

特定事業の実施　実施いただく各施設設置管理者等の皆様に実施いただきます。

バリアフリー基本構想検討の基本的な流れエンド

発行　横浜市道路局　計画調整部　企画課　令和５年11月発行

裏面エンド